

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人菊武学園
②設置大学名称	名古屋産業大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	soumu@nagoya-su.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年8月27日
⑥点検結果の公表日	令和7年8月28日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.nagoya-su.ac.jp/guide/disclosure/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
<p>建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示</p>	<p>学生には、履修要覧において名古屋産業大学憲章として、建学の精神、基本理念、教育目標を示しており、社会に向けては本学ホームページにおいて公表している。 (掲載先 URL) https://www.nagoya-su.ac.jp/manage2021/wp-content/uploads/2015/03/charter.pdf</p>
実施項目 1－1 ②	説明
<p>「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化</p>	<p>「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を策定し、大学ホームページにて公表している。これらの方針は、学科ごとに具体化され、教育課程の設計や入試制度に反映されている。学修成果の評価は、成績評価基準に基づき、卒業要件との整合性を確保している。 (掲載先 URL) https://www.nagoya-su.ac.jp/guide/3-policy/</p>
実施項目 1－1 ③	説明
<p>教学組織の権限と役割の明確化</p>	<p>本学では、学長が教学全般の最高責任者として教育研究の方針を統括し、大学評議会および教授会を主宰する。副学長・学長補佐は学長を補佐し、学部長は学部の教育研究を統括する。大学評議会は教学運営に関する重要事項を審議・議決する機関として、学長の意思決定を支える役割を担う。教授会は教育研究に関する重要事項について意見を述べる役割を担う。 これらの役割と権限は学則に明記されており、教学組織の責任体制が明確に整備されている。</p>
実施項目 1－1 ④	説明
<p>教職協働体制の確保</p>	<p>教員と職員が分担・協力し、教育研究活動の円滑な運営を支える体制を整備している。教員組織による各委員会と事務局が連携し、教学運営に関する課題を共有・協議することで、組織的な対応を可能としている。 また、新たな LMS（学習管理システム）の導入により、授業運営・履修管理・学修状況把握・学生への諸連絡等に関わる教職員の業務を一元化・標準化した。これにより、業務の効率化と教育支援の質向上が図られている。</p>
実施項目 1－1 ⑤	説明
<p>教職員の資質向上に係る取組みの基本方</p>	<p>教員の資質向上および教育改善に向けた体制として、教育研究センターを設置し、FD (Faculty Development :</p>

<p>針・年次計画の策定及び推進</p>	<p>教員研修) 活動や授業評価アンケート等を通じて、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。FD 研修は定期的に開催し、校務を除く全専任教員の参加を義務付けており、出席しやすいよう教授会後に実施している。</p> <p>SD (Staff Development : 職員研修) 研修については、「名古屋産業大学・名古屋経営短期大学 SD 実施に関する基本方針」に基づき、主に以下の枠組みにより実施し、職員の資質・能力向上を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学園研修 2. テーマ別学内職員研修 3. 私立大学協会等、外部団体主催の研修
----------------------	---

原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
<p>中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定</p>	<p>中期計画推進委員会が策定した 5 年間の実効的な中期計画は、大学評議会の承認を経て学内に展開している。</p> <p>策定にあたっては、学生アンケートや授業評価、IR 分析情報、自己点検評価委員会外部委員の点検評価、経営専門職学科教育課程連携協議会による審査等を反映している。教育研究活動や学生支援に関するデータをもとに課題を分析し、計画を具体的に盛り込むことで、エビデンスに基づく教学・経営の推進を図っている。</p>
実施項目 1 - 2 ②	説明
<p>計画実現のための進捗管理</p>	<p>本学の中期計画は 5 ケ年の計画を展開しており、進捗状況については毎年度末に取りまとめ、大学評議会で把握している。</p> <p>その内容を含めた学園の中期経営計画については、毎年度末に進捗状況を把握し、結果と実績を事業報告書としてまとめ、理事会および評議員会に報告したうえで学園のホームページにおいて公表している。</p> <p>https://www.kikutake.jp/05data/index.html</p>

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
<p>社会の要請に応える人材の育成</p>	<p>建学の精神に「職業教育をとおして社会で活躍できる人材の育成」を掲げ、実践教育を通じて社会の要請に応える人材を輩出している。教育課程では、本学の特色ともいえる 3 カ月の長期インターンシップを学部配置し、地域社会や企業との連携を通じて、実務能力と課題解決力を備えた人材の育成に努めている。</p> <p>また、通信教育課程では、学び直しを希望する社会人や、多様な背景を持つ若者を受け入れ、時間や場所</p>

	に制約されない学習環境を提供している。さらに、大学院では社会人向けリカレント教育を展開するなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>本学は、尾張旭市、商工会、観光協会、地元企業と包括連携協定を締結し、地域課題の解決に取り組んでいる。学部では、3カ月の長期インターンシップを教育課程に位置づけ、地域との実践的な連携を推進している。通信教育課程では、学び直しを希望する社会人や、自分の生活スタイルに合った学び方を希望する若者の学ぶ意欲を支援するなど、教育機会の拡充に努めている。</p> <p>また、小中高への環境教育支援を行うほか、市民向けの公開講座や市職員向けの研修「まちづくり講座」を開催している。さらに、「大学コンソーシアムせと」を通じて近隣大学と連携し、地域文化活動にも貢献している。これらの取組により、地域に根ざした「知の拠点」としての役割を果たしている。</p>

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	<p>本学の入試区分においては、外国人入試、社会人入試、特別支援入試を設けることで、年齢・国籍・家庭環境など多様な背景の学生層を受け入れている。通信教育課程においては、学び直しを希望する社会人や通学が困難な若者の学修意欲を支援している。</p> <p>障害のある学生に対しては「障害学生修学支援制度」を設け、学修上の合理的配慮を提供している。学内施設においては、点字ブロックやスロープ、多目的トイレなどを主要箇所に整備し、バリアフリー化に取り組んでいる。一方で、一部施設では未整備の箇所も残っており、今後は全学的な整備の拡充を図るとともに、誰もが安心して学べる環境づくりを目指していく。</p>
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	<p>本学園は「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を令和7年に策定し、継続して職場環境整備や男女共同参画・女性管理職への登用の推進に取り組んでいる。</p> <p>現在、理事長をはじめ、学園が擁する8校・園のうち、6校・園で女性が長を務めており、自然な形で女性活躍の組織文化が浸透している。また、役員・評議員等の選任においても、性別にとらわれない公平な評価を行っており、今後も継続して男女共同参画社会の実</p>

	現に寄与していく。
--	-----------

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>本学園では、教育・経営に関する識見と実行力を備えた人材を理事として選任することを基本方針としている。理事は理事選任機関である理事会により選任され、選任に際しては評議員会の意見を十分に参酌し、透明性と公正性を確保している。これにより、法人運営における信頼性と健全性を担保している。</p> <p>理事長は理事の中から理事会の決議によって選定され、法人を代表し業務を総理する責務を担う。理事長には、法人の理念を体現し、教育の質向上と経営の安定を推進する指導力が求められる。今後も制度を遵守し、選任過程の透明性を確保していく。</p>
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	<p>理事会が法人の業務を決定し、理事長、理事の職務執行を監督する機関であることを明確にしている。理事は法令及び寄附行為に基づき職務を執行し、理事長は法人を代表し業務を総理する責務を担っている。</p> <p>また、理事選任に際しては評議員会の意見を聴取し、重要事項の決定には事前に評議員会の意見を求めることで、相互牽制と協働体制を確立している。これにより、法人運営の透明性と健全性を確保している。</p>
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	<p>理事が学校法人の適正な運営に必要な識見を備えることが重要であるとの認識で、新任理事や外部理事に対しては、法人の制度、法令、寄附行為の内容等に関する情報を適切に提供している。</p> <p>さらに、理事の理解促進と資質向上を目的として、研修機会の確保と内容の充実に努めている。今後も継続的な学びの場を整備し、理事の責務遂行に資する体制を強化していく。</p>

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>監事及び会計監査人の独立性は、法人運営の健全性を保つ上で不可欠であると認識している。</p> <p>よって、監事は、寄附行為第 23 条および第 24 条に基づき、学校運営や財務管理に識見を有する者の中から、独立性と利益相反防止の観点を重視して選任され</p>

	<p>ている。</p> <p>また、会計監査人は、寄附行為第50条から第53条に基づき、評議員会の決議により選任される。監事の過半数の合意により議案内容が決定されるなど、選任過程の透明性が制度的に担保されている。</p>
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	<p>監事は寄附行為第29条に基づき、法人の業務及び財産の状況、理事の職務執行状況を監査し、毎会計年度終了後3ヶ月以内に監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出している。</p> <p>会計監査人は第55条により、法人の計算書類及びその附属明細並びに財産目録を監査し、会計監査報告を監事及び理事会に提出している。監事は必要に応じて会計監査人に報告を求めることができることから、相互の連携が制度上確保されている。</p> <p>監査の実効性を高めるため、監事・会計監査人・内部監査担当者間で監査計画や結果に関する情報共有と意見交換を行い、連携体制の強化と透明性の向上に努めている。</p>
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	<p>監事は寄附行為第29条に基づき、法人の業務及び財産の状況、理事の職務執行状況を監査し、理事会及び評議員会への報告を担うため、適正な監査の遂行に対する十分な情報提供が必要である。</p> <p>このため、監事には、法人の制度や財務状況に関する資料を適宜、提供するとともに、必要に応じて研修機会を設け、監査業務の支援と資質向上に努めている。</p>

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>評議員会の構成においては、教育・経営に関する識見を有する者を中心に、バランスの取れた人選を行っている。寄附行為第32条において、評議員の属性ごとに人数の上限が定められており、法人職員から3名以上5名以内、卒業生から2名、学識経験者から8名以上11名以内とされている。</p> <p>また、同条第4項では、評議員の選任に際して年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することが明記されており、構成の公平性と多様性の確保に努めている。これにより、法人の理念と社会的責任に即した評議員会の形成が制度的に担保されている。</p> <p>選任過程については、理事会及び評議員会の決議を</p>

	経て行われ、寄附行為に定められた手続に則り、透明性と公正性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	<p>評議員会は寄附行為第 36 条に基づき設置され、全ての評議員で組織される。招集手続は第 41 条から第 44 条に定められており、理事会の決議に基づき理事長が招集するほか、評議員の一定数による請求や文部科学大臣の許可による招集も可能である。議決事項は第 46 条により、過半数の出席とその過半数による決議が原則とされ、特定の重要事項については3分の2以上の多数決が求められる。</p> <p>評議員の責務は第 37 条に明記されており、法人の業務や財産の状況、役員業務執行に対して意見を述べ、諮問に応じ、報告を徴することができる。また、理事会が重要事項を決定する際には、事前に評議員会の意見を聴取することが義務付けられていることから、理事会との協働と牽制の関係が制度的に確立されている。</p> <p>これらの規程により、評議員会は法人運営に対する監督機能を果たしつつ、理事会との建設的な協働を通じて意思決定の透明性と妥当性を確保している。</p>
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	<p>評議員は寄附行為第 37 条に基づき、法人の業務や財産の状況、役員業務執行に対して意見を述べ、諮問に応じる責務を担うことから、適正な職務遂行のためには、法人制度や財務状況等に関する理解が不可欠である。</p> <p>このため、新任及び外部評議員に対しては、寄附行為の規定や法人の運営方針に関する資料を適宜、提供するとともに、必要に応じて研修機会を設け、評議員の業務の支援と資質向上に努めている。</p>

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	<p>「危機管理ガイドライン」を策定し、災害・事件・事故等の事象に応じた災害対策本部及び危機対策本部の設置体制、各班の役割分担、緊急連絡網、報告書式等を明確に定めている。</p> <p>学生・教職員の安全確保を最優先とし、避難誘導、救護、保護者連絡、心のケア等の対応を講じるとともに、災害の予測時には事前に対策本部を設置し、被害の最小化に努める。</p> <p>また、事後には再発防止策の検討や官公庁への報告を行い、重要事業の継続と早期復旧を図っている。</p>

実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学園では、法令・寄附行為・諸規程の遵守を徹底するため公益通報等に関する規程を定め、理事長を最高責任者とする公益通報体制を整備している。法人本部事務局総務課に通報窓口を設置し、教職員等からの通報を受け付け、調査・是正措置・再発防止策を講じるとともに、通報者の保護にも配慮している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学園が定める情報公開規程では、情報公開に関する対象者、方法、項目等を明示している。学生・保護者・地域住民等からの開示申出に応じ、文書の閲覧・写しの提供等を通じて適切に対応しており、個人情報等の保護にも十分配慮している。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開規程においては、用語の定義や申出手続、非開示情報の具体例などを明示し、制度の理解を促進している。文書の開示方法や異議申出の流れも丁寧に記載し、学生・保護者・地域住民等の幅広い関係者に対して分かりやすく情報提供するよう努めている。

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明